

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年7月16日

独立行政法人地域医療機能推進機構

総 務 部 長 木 村 晴 行

1 調達内容

- (1) 調達等件名及び数量 独立行政法人地域医療機能推進機構本部自動車運行管理業務委託
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び調達仕様書による
- (3) 履 行 期 間 令和7年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による
- (5) 入 札 方 法

入札金額については、上記1(4)に定める履行期間に行う上記1(2)調達等件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行った者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。
- (5) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で「A、B又はC」等級に格付けされ、「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (6) ISO/IEC27001 又はプライバシーマークを取得しているもの、或いは社内教育(研修)を実施しているもの
- (7) 入札前提出書類提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から独立行政法人地域医療機能推進機構契約指名停止等措置要領(以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 競争参加資格申請書類又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化した者等については、競争に参加させないことがある。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒108-8583 東京都港区高輪3-22-12

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 総務部 総務課 会計係

電話：03-5791-8255(会計係直通)

Mail: honbukaikei@jcho.go.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告日から令和6年8月19日(月)までに「機密保持に関する誓約書」(本公告に添付)と

引き換えに上記３（１）の交付場所にて交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く９時００分から１７時００分まで）。DVD-R1 枚にて交付を行う。

なお、来院が困難な者については、郵送（郵送費用は請求者負担とし、返信用封筒（レターパック等）を必ず同封すること）又はメール（データ形式）にて交付を行うので、上記３（１）まで期日に余裕をもって早めに連絡すること。なお、メールでの交付を希望する場合も、「機密保持に関する誓約書」を提出（PDF 及び郵送）する必要がある。

（３）入札書の受領期限

令和６年８月２７日（火）１７時００分（持参又は郵送（書留郵便に限る）すること）

（４）開札の日時及び場所

令和６年８月２８日（水）１４時００分から

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 研修棟４階会議室

４ その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

（２）入札保証金及び契約保証金 「免除」

（３）入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、２（１）から２（３）及び２（５）の証明となるもの及び入札説明書、調達仕様書において定める書類等を令和６年８月２０日（火）１７時００分までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。また、封印した入札書を３（３）に示す入札書の受領期限内に提出しなければならない。

（４）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、及びその他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

（５）契約書作成の要否 「要」

（６）第一交渉権者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約事務取扱細則第３４条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を第一交渉権者とする。

（７）第一交渉権者が決まった場合は、直ちにその者と交渉し契約価格を決定する。

（８）詳細は入札説明書による。

以上

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構

総務部長 木村 晴行 殿

住 所（所在地）

氏 名（法人名）

印

（代表者名）

電話番号：（ ） -

E-mail：

（以下「当社」という。）は、独立行政法人地域医療機能推進機構本部自動車運行管理業務委託一式（以下「本件目的」という。）を行うにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1） 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- （2） 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- （3） 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- （4） 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- （5） 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱い期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

（機密情報の取扱い）

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上